

# 放課後キッズクラブ

## 入会のしおり

### 令和4年度版



鴨志田縁小学校放課後キッズクラブ

運営法人

Smile Crew  
株式会社スマイルクルー



# 目 次

1 放課後キッズクラブとは	1
2 運営法人 株式会社スマイルクルー について	2
3 鴨志田縁小学校放課後キッズクラブの活動について	2
4 放課後キッズクラブの利用区分について	3
5 わくわく【区分1】の利用について	4
6 すくすく【区分2A・B】の利用について ＜すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について＞	6 8
7 保険への加入について（保険に関するQ&A）	10
8 口座情報の登録	12
9 入退室システム「みまもりキッズ」について	13
10 ここまでまとめ	14
11 利用申込みについて	16
12 利用の決定について	17
13 新1年生の利用開始について	17
14 利用区分の変更について	17
15 広報誌『キッズニュース』	19
16 『利用予定表』の提出について	20
17 『キッズカード』の提出について	22
18 利用当日の流れについて	24
19 おやつについて	25
20 利用料等の支払方法について	26
21 警報発表時等の対応について	27
22 夏休み期間中の利用について	28
23 ご意見・ご要望等について	29
24 お問い合わせ先	29
25 個人情報の取扱いに関する同意書（保護者様）	30

## （参考資料）

- 令和4年度放課後キッズクラブの利用にあたって必要な書類等について

## （様式等）

- 就労（予定）証明書、就労（予定）証明書記入例
- 放課後キッズクラブ利用申込書、利用申込書記入例

## 1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されています。

鴨志田緑小学校放課後キッズクラブは、青葉区が選定した法人（運営法人：株式会社スマイルクルー）が運営を行っています。

### ★横浜市から保護者の皆さまへ★

横浜市では、放課後キッズクラブ事業が一層充実するよう事業の見直しに取り組んでいます。

令和4年度に向けては、有識者や関係者の皆さまから広く意見を聴取する検討会や、事業にかかわる関係者へのアンケートを実施したうえで、「子ども・子育て会議 放課後部会」の有識者の方々にもご意見を賜りながら、検討を進めております。このため、令和4年度の利用にあたり「入会のしおり」の内容から変更が生じる場合には、皆様に別途お知らせさせていただきます。

＜横浜市「放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた事業の見直しについて」ホームページ＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/minaoshi.html>

（横浜市トップページ暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成>放課後キッズクラブ>放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた事業の見直しについて）



また、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年度において放課後キッズクラブでは「遊びの場」を目的とするわくわく【区分1】については、利用時間や利用日を一部制限して実施をしています。

令和4年度においても、わくわく【区分1】については感染状況や教育活動にもあわせて引き続き利用を制限することもありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、放課後キッズクラブに関する新型コロナウイルス感染症に係る通知等については、市ウェブページでもお知らせしていきます。

＜横浜市「新型コロナウイルス感染症に係る通知等について」ホームページ＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkagokoronatuutih.html>

（トップページ事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>放課後児童育成事業>新型コロナウイルス感染症に係る通知等について）



## 2 運営法人 株式会社スマイルクルーについて

鴨志田緑小学校放課後キッズクラブを運営する株式会社スマイルクルーは創業以来、保育士・幼稚園教諭等に特化した人材派遣・紹介サービスと直営保育施設の運営を行って参りました。現在は、横浜市内で19校の放課後キッズクラブを運営しており、令和4年度は22校に増える予定です。今までの実績とノウハウを元に、子どもたちの放課後の楽しい居場所づくりに努めています。

### ＊＊＊放課後キッズクラブにおける運営方針＊＊＊

#### 「Enjoy!遊びの場」

- 異学年との交流を通して、お友だちと遊び楽しさとルールを大切にします。
- ワクワクして過ごせる笑顔の時間をみんなで作り上げていきます。



#### 「Challenge!学びの場」

- 「なぜ?」「どうして?」を大切にし、失敗することを恐れず、挑戦していく姿を見守ります。
- 多くの経験から新しい「やりたい!」を発見することで、考え生み出していく力を培います。

#### 「Natural!成長の場」

- 「こんにちは」「ありがとう」の挨拶など生活習慣を大切にします。
- 自分らしさを大切にすると同時に互いを認め合い、相手を思いやる気持ちや伝えたいことが言えるような心の成長を育みます。

## 3 鴨志田緑小学校 放課後キッズクラブの活動について

令和2年4月よりキッズクラブとして活動を行っています。

今年度は、全校生徒の約4割の児童が登録していますが、現在は留守家庭児童（すくすく区分②）と、3密を避けるため、わくわく区分1のお子さんは時間や学年を限定しての利用となっております。

これまで地域の方々の温かいご厚意により、将棋、折り紙、編み物、書道、絵画、野球教室など様々な活動を行ってきましたが、このような状況下のため思うような活動が行えずにおりますが、季節に合わせた工作や、リサイクル工作、手芸、リズム体操、英語教室等子どもたちがいろいろな経験ができるようなプログラムを提供しています。

保護者の方が安心してお子様を預けることができ、子どもたちが、キッズで過ごす時間を楽しく穏やかに笑顔いっぱいのキッズクラブとなるようスタッフ一同努めてまいります。

#### 《キッズクラブの活動の様子》



キッズルーム



外遊び



工作



防災訓練



おやつ

H.Pはちら



**Smile Crew**  
株式会社スマイルクルー

#### 4 放課後キッズクラブの利用区分について

※日・祝、12/29～1/3は閉所日です。

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく」区分と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく」区分があります。

また、「すくすく」区分には、午後5時まで利用の「すくすく(ゆうやけ)」と午後7時まで利用の「すくすく(ほしそら)」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いします。

※令和3年度以降、利用区分の名称が変更となりました。令和2年度までの利用区分との対比をわかりやすくするため、カッコ () 内の表記を併用させていただきます。

利用区分	わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】	
		ゆうやけ【A】	ほしそら【B】
利用目的	遊びの場	遊びの場+生活の場	
登録条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること。</li> <li>当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。</li> </ul>		
	—	<u>留守家庭児童等</u> であること	
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>
	学校休業日	午前10時～12時	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
利用料	<u>無料</u> ※スポット利用は800円+おやつ代	月額2,000円+おやつ代  ※延長料（午後7時まで）は400円/回	月額5,000円+おやつ代  <u>減免あり</u>
保険制度負担金	年額700円必須		
定員	なし	あり	
利用申込に必要な書類	利用申込書	利用申込書 キャッシュカード 留守家庭児童等であることの証明書	
	※利用区分に関わらず、食物アレルギーのある児童は、 <u>学校生活管理指導表（写し）</u> の提出が必要です。		

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育する

## 5 わくわく【区分1】の利用について

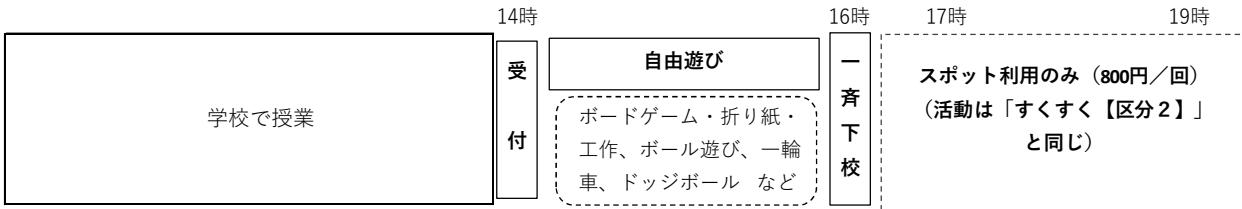
### (1) 利用時間

平日	放課後～午後4時
学校休業日※	午前10時～12時

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

### (2) 一日の活動スケジュール（標準例）

<平日（学校のある日）>

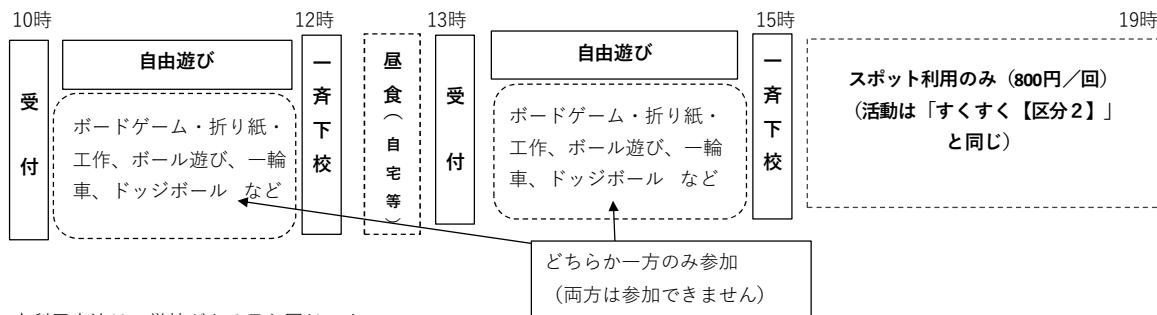


★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日（土曜日除く）>

<学校休業日（土曜日除く）>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します（両方は参加できません）。

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食を食べられません。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

### (3) 利用料について

わくわく【区分1】は無料です。※ただし、保険加入は必須です。

#### スポット利用について

スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童として午後7時まで受入れる制度です。すぐすぐ【区分2A・B】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代（実費）がかかります。スポット利用の場合、放課後キッズクラブの最終下校時刻（2月～11月16時30分、1月～12月16時）は、保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

### (4) プログラム参加の場合（午後4時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。

※ プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせします。

※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

## (5) 非常時における利用制限について

警報発表時や夏休みにおいて猛暑が予想される時、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さんに対して、お知らせさせていただきます。

なお、令和3年度における新型コロナウイルス感染症の対応については、以下のとおりです。

### 【新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について】

新型コロナウイルス感染拡大防止にあたり、放課後キッズクラブでは、横浜市が策定する「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき安全対策を図りながら運営をしています。

また、令和3年度においては、密を避けるため、横浜市の指示に基づき、遊び場利用であるわくわく【区分1】については、利用時間や利用日を一部制限して実施しています。

現在もまだ感染拡大が終息しない状況であることから、令和4年度においても、横浜市の指示に基づき、わくわく【区分1】の利用については、引き続き利用時間や利用日を制限させていただく可能性があります。

あらかじめご理解・ご協力くださいますようお願いします。

## 6 すくすく【区分2A・B】の利用について（令和3年度時点）

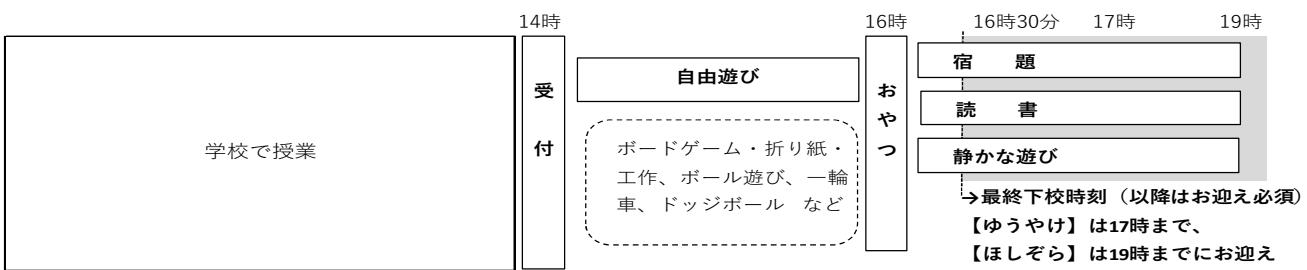
### (1) 利用時間

	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】※	すくすく(ほしざら)【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
学校休業日		

※すくすく(ゆうやけ)【区分2A】は延長料(400円/回)を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

### (2) 一日の活動スケジュール(標準例)

<平日(学校がある日)>



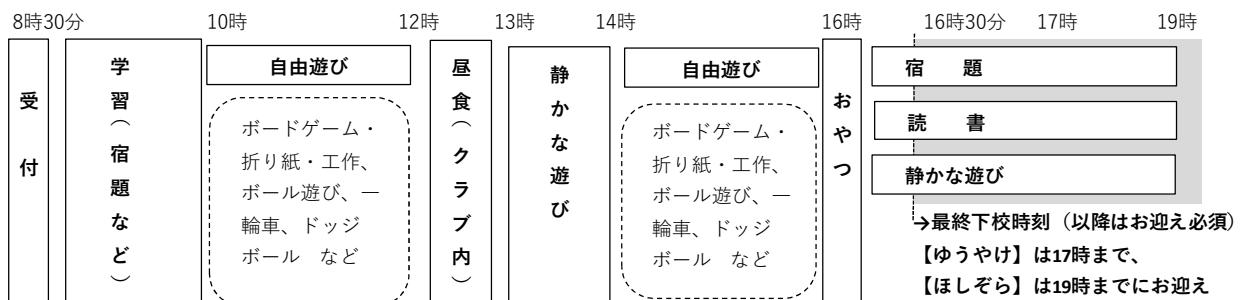
★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻(季節によって異なる)を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日(土曜日含む)>



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

### (3) 利用料金について

すくすく【区分2A・B】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料金をご負担いただいております。利用料金はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	すくすく(ほしざら)【区分2B】
利用料金(月額)	2,000円	5,000円
延長料金(午後7時まで)	1回あたり400円	—

※利用料金とは別に保険の加入が必要です。

※すくすく【区分2】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料金とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。(プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。)

※利用料金はクラブが指定する期日までにお支払いください。

※すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります。

## ＜すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について＞

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしざら）【区分2A・B】を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

### （1）減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ①横浜市就学援助を受けている方
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税所得割非課税世帯の方

### （2）減免金額

減免額の上限は月額2,500円です。

（例）月額利用料（※）が2,000円の場合は、減免後の利用料金は月額0円

月額利用料（※）が5,000円の場合は、減免後の利用料金は月額2,500円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわく【区分1】のスポット利用料（1回800円）、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の延長料（1回400円）及び保険加入料は減免の対象となりません。

### （3）減免制度利用にあたっての留意点

- ・（4）に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
- ・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

**減免を希望する場合は次ページの「（4）申請手続き」もあわせてご確認ください。**

#### (4) 申請手続き

減免を希望される場合は、以下の表をご確認いただき、利用申込書の「V 減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。)

なお、年度途中に減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

対象となる方	提出書類	提出時期
①就学援助を受けている方	<b>就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピーしたもの】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>年度途中から就学援助を受ける場合は、就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。(当該月から減免の適用となります。)</li> <li>4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。(減免相当額は後日返金※)</li> <li>新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。</li> </ul>	学校から受理次第速やかに
②生活保護世帯の方	<b>保護証明書【原本】又は生活保護費支給証【写し】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。(無料です。)</li> </ul>	キッズクラブ申込時又は減免の適用を受けようとする時
③市民税所得割非課税世帯の方	以下の書類のうちいずれか1つ <ul style="list-style-type: none"> <li><b>市民税・県民税課税(非課税)証明書【原本】</b> 区役所税務課で取得することができます(1件につき300円がかかります)。</li> <li><b>市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】</b> 区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。</li> <li><b>給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】</b> 勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 ※減免を受けようとする月により、提出していくだけ証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。 ※市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。</li> </ul>	キッズクラブ申込時又は減免の適用を受けようとする時

※前年度に、就学援助を受けてることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

## 7 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険制度にご加入いただくとともに、制度運営費を負担していただきます。この制度は鴨志田緑小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人株式会社スマイルクルーが加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、負担金をお支払いください。

なお、負担金は年間分であるため、一度納入された負担金は、返金することができません。  
また、「保険制度に関するQ&A」も、あわせてご一読ください。

### 【補償内容】

①「傷害保険」「②賠償責任保険」2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅也可）に発生した事故等を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1) 保険制度運営負担金 お子さん1人につき 年額700円

### (2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院（1日目から90日限度）	1500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4000円/日
	死 亡	3,000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償 責任	対物賠償・対人賠償	共通限度額 1名/1事故 5億円

\*傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

### (3) 対象となる事故の範囲

傷害保険・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故

放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

### (4) 支払方法

ゆうちょ銀行または郵便局のATMにおいて、放課後キッズクラブで配付する『払込取扱票』を用いてお支払いください。手数料は保護者様のご負担とさせていただきます。

なお、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ATMにおいて、電信振替\*ができます。

\*相手の口座へ預かり金を振り替える送金方法

### (5) その他

- 利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することができますのでご了承ください。

- 事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

## 保険制度に関する Q&A



Q 負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？

A はい。負担金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。  
必ずご利用前に負担金をお支払いください。

Q 2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？

A 1人あたり年額合計700円ですので、この場合2人で1,400円となります。

Q 1日だけのイベントへの参加でも負担金を支払うのですか？

A はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず  
ご利用前に負担金をお支払いください。

Q 今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのでしょうか？

A 保険制度は各運営法人が選定した保険に加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している負  
担金をご負担いただきます。なお転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。  
詳しくは転入先のクラブ/運営法人にご確認下さい。

Q キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、負担金の700円は返還しても  
らえますか？

A 一度お支払いいただいた負担金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

Q 保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？

A 保険金支払いの対象となるのは、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中(自宅への一時帰  
宅も可)の「急激かつ偶然の事故」による傷害です。したがって、長時間の運動による筋肉痛及びけんしょ  
う炎などは、傷害に該当しまんので、保険金支払の対象にはなりません。

Q 子どもがキッズで指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だ  
けでも傷害保険金は出るのですか？

A はい。1日だけの通院でも保険金は出ます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金  
の対象とならない場合があります。また、保険金ですので医療機関に支払った全額が補償されるもので  
はなく、定額の支払となります。

Q 事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか？

A キッズの活動中に事故にあった場合には、スタッフに報告してください。活動中に転倒し、そのまま帰宅  
して自宅で頭が痛くなり病院に行った場合など、活動中の事故が原因で帰宅後に通院した場合、保険金  
支払の対象となることもありますので、すみやかにキッズのスタッフに報告してください。後日、契約保険  
会社からご自宅に請求書類が送付されますので、必要事項をご記入のうえ、返送してください。この際、  
受診した医療機関の領収書が必要になる場合がありますので、領収書は保管しておいてください。

- ◎ 放課後キッズクラブでの区分2のご利用が2年目以降の方は、登録不要です。
- ◎ 現在、ごきょうだいが放課後キッズクラブご利用中で、既に口座登録されている方も登録不要です。  
同一の口座からお引き落としさせていただきます。

銀行口座をご登録いただいている場合には、月額の利用料およびおやつ代はご登録の口座より自動引き落としとなります。（登録料・引き落とし時手数料無料）

【口座情報の登録方法】 ※キャッシュカード読み取り機にて登録いたします。

1. 利用申込書のご提出の際に、口座引き落としされる銀行口座のキャッシュカードをお持ちください。  
(操作については現場職員がご案内します。)
2. 暗証番号を入力してください。
3. 読み取り機のレシートに口座名義人様のお名前、お子さまのお名前を記入してください。.
4. 利用料金のご請求額につきましては、「みまもりキッズ」のマイページよりご確認ください。

【ご請求月】

利用料の種類	ご請求月
区分2A・Bの月額利用料	利用実績のあった月の翌月
区分2Aの午後5時を過ぎての延長利用	
区分2A・Bのおやつ代	

引き落としは毎月27日（27日が土日祝日等、銀行休業日の場合は翌営業日）となります。

ご入金は前日までにお願いいたします。



スマイルクルーの放課後キッズクラブでは、これまでの入退室システム「あんちゃん」を令和4年3月31日で終了とし、令和4年度より新たに入退室管理システム「みまもりキッズ」を導入することになりました。保護者の皆様には大変お手数をおかけしますが、新2年生以上のご家庭も新たにユーザー登録が必要になります。利用申込書の提出までに必ず登録をお願いいたします。

次ページからの「みまもりキッズ登録方法・利用予約方法」をご参照いただき、ご登録ください。

※「みまもりキッズ登録方法・利用予約方法」についてはキッズクラブまでお問い合わせください。



入退室管理システムイメージ（株式会社ティー・エム・シー みまもりキッズHPより）

## わくわく（区分1）『遊びの場』としての利用のしかた

### こんな方におすすめ

- 放課後は夕方4時までキッズクラブでお友達と遊ばせたい。
- 4時過ぎにはご自宅に保護者の方が帰っている。
- 土曜日はご自宅に保護者の方がいる。



### ご注意ください！

- 土曜日は利用ができません。
- 夏休みなどの長期休業中は、午前中の2時間の利用になります。
- スポット利用（1日800円）で、夜7時までの利用ができます。
- 警報発表時や夏休み中の猛暑が予想される時や、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響がある場合等、利用を制限させていただく場合があります。

## わくわく（区分1）申込み方法



保険負担金700円をお  
郵便局でお支払いください。



### 入退室システム「みまもりキッズ」の登録

- ①払込領収書を貼付
- ②利用申込書の該当欄に全て記入  
キッズクラブに提出してください。



### 区分変更について

わくわく【区分1】からすくすく【区分2A・B】に区分変更する際は、  
留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要になります。（P16）  
利用する月の前月25日までにご提出ください。

## すくすく(区分2A・2B) 『生活の場』としての利用のしかた

ゆうやけ(区分2A)はこんな方におすすめ

- 放課後は夕方5時まで利用したい。
- 土曜日も仕事なので利用したい。



ほしそら(区分2B)はこんな方におすすめ

- 放課後は夕方5時以降も利用したい。
- 急な残業などでお迎えの時間が心配。



ご注意ください!

- 最終の一斉下校時間(季節により異なる)後はお迎えが必要です。
- 区分変更する際は、利用区分変更申込書を必ず提出してください。
- 利用が無くても区分2に登録している間は月額利用料が発生します。

## すくすく(区分2A・2B) 申込み方法



〒郵便局

〒  
郵便局

保険負担金700円を  
郵便局でお支払いください。



留守家庭児童であることの証明書の準備  
(就労証明書や自営業従事者等申告書など)



引落し銀行のキャッシュカード



入退室システム「みまもりキッズ」の登録

### 区分変更について

わくわく【区分1】に変更する場合は利用区分変更申込書の提出が必要になります。

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月25日までに必要書類を提出してください。

利用区分	利用登録に必要なもの	提出締切※4/1から利用開始の場合	
		在校生	新1年生
わくわく 【区分1】	・利用申込書 (保険負担金の領収書を貼付)	令和4年3月11日（金）	
すくすく 【区分2A・B】	・利用申込書 (保険負担金の領収書を貼付) ・キャッシュカード ・留守家庭児童等を証明する書類		

※わくわく【区分1】の新1年生は、スポット利用の場合を除き、4月18日（月）からの利用開始となります。

### <留守家庭児童等を証明する書類>

すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者をいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	
勤務予定者	<a href="#">就労（予定）証明書</a>
産休中及び育休中	
自営業	<a href="#">自営業従事者等申告書</a>
病気の方 看護・介護中の方	<a href="#">病気・障害等申告書（※1）</a> ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	<a href="#">病気・障害等申告書</a> ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<a href="#">求職活動申告書（※2）</a>
在学中（中学生、高校生除く）	<a href="#">学生証の写し又は在学証明書</a>
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	<a href="#">罹災証明書*</a> ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります。）

※2 求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連續して提出することや期間を延長することはできません。

## 12 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すぐすぐ【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人株式会社スマイルクルーから事前にご連絡させていただきます。

## 13 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	学校生活への影響を考慮し、利用開始は4月18日からとなります。 ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すぐすぐ【区分2A・B】	4月1日から利用することができます。

＜新1年生の利用にあたっての注意事項＞

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月18日までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いします。

- ① 利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
- ② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

## 14 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用区分変更申込書を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用区分変更申込書は、原則変更希望月の前月25日までに提出してください。ただし、夏休み（7・8月）については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則6月20日までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいようお願いします。

＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

- ・年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすぐすぐ（ゆうやけ・ほしづら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要になります。
- ・一度すぐすぐ（ゆうやけ・ほしづら）【区分2A・B】に登録していた方でも、わくわく【区分1】からすぐすぐ（ゆうやけ・ほしづら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類の提出が再度必要になります。
- ・すぐすぐ【区分2A・B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】⇒ほしづら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出が不要です。
- ・勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が完了したら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。



## 15 広報誌『キッズニュース』

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

### (1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月18日ごろに発行し、お子さんを通じてご家庭に配付します。

なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせをする場合、学校の担任の先生を通じて、全校児童に『キッズニュース』を配付することもあります。

### (2) 『キッズニュース』の内容

#### ① 翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。

放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが必要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。

保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

#### ② 活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。

写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

#### ③ お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを隨時掲載します。

#### ～『キッズニュース』への写真掲載について～

『キッズニュース』では、子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。『キッズニュース』は、放課後キッズクラブの紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

## 16 『利用予定表』の提出について

お子さんの利用予定をあらかじめ把握するため、利用予定表の提出をお願いしています。

キッズニュースに記載されている翌月の予定表をご確認いただいたうえで、毎月指定の締め切り日までに翌月分の利用予定表を提出してください。

利用予定表は「キッズニュース」と一緒にお子さんを通じて配付します。

利用予定表はできるだけ「みまもりキッズ」での入力をお願いします。

＜利用予定表の記入方法＞ ※次のページにある利用予定表のイメージと合わせて確認してください。

① お子さんの利用区分にマルを付け、学年・組・お子さんの氏名を記入します。

② 利用される時間にレ点を入れてください。

③ 利用予定表は「キッズクラブ提出用」と「保護者控え用」の二つを作成し、どちらも同じ予定が記入されていることを確認します。同じ予定が記入されていることを確認したら、提出します。

※提出は、保護者の方、お子さんのどちらでも構いませんが、お子さんから提出していただいた場合、保護者の方への受領確認の連絡は行いません。

※事前申込みが必要なプログラムについては、キッズニュースで別途お知らせします。

<利用予定表のイメージ>

1月キッズクラブ利用予定表（保護者控え用）

令和4年 1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 □4:00まで ☑5:00まで □5:00以降	3 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	4 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	5 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	6 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	7 8:30 ～ 16:00
8	9 □4:00まで ☑5:00まで □5:00以降	10 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	11 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	12 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	13 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	14 ： ～ ：
15	16 □4:00まで ☑5:00まで □5:00以降	17 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	18 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	19 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	20 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	21 10:00 ～ 15:00
22	23 □4:00まで ☑5:00まで □5:00以降	24 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	25 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	26 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	27 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	28 ： ～ ：
29	30 □4:00まで ☑5:00まで □5:00以降	31 □4:00まで □5:00まで □5:00以降			締切日：12月23(木) *必ず締切を守ってください。	

1月キッズクラブ利用予定表（保護者控え用）

・利用区分に○してください。 利用区分 わくわく：【区分1】・すくすく：ゆうやけ【区分2A】・すくすく：ほしそら【区分2B】

1年1組 名前 鴨志田みどり

令和4年 1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 □4:00まで ☑5:00まで □5:00以降	3 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	4 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	5 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	6 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	7 8:30 ～ 16:00
8	9 □4:00まで ☑5:00まで □5:00以降	10 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	11 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	12 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	13 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	14 ： ～ ：
15	16 □4:00まで ☑5:00まで □5:00以降	17 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	18 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	19 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	20 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	21 10:00 ～ 15:00
22	23 □4:00まで ☑5:00まで □5:00以降	24 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	25 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	26 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	27 □4:00まで □5:00まで □5:00以降	28 ： ～ ：
29	30 □4:00まで ☑5:00まで □5:00以降	31 □4:00まで □5:00まで □5:00以降			締切日：12月23(木) *必ず締切を守ってください。	

## 17 『キッズカード』の提出について

『利用予定表』でお子さんの利用予定を確認し、『キッズカード』でその日に実際に利用する（した）かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『キッズカード』に、保護者の方が必要事項を記入の上、お子さんに持たせ、放課後キッズクラブにご提出ください。

＜キッズカードの記入方法＞ ※利用カードのイメージと合わせてご確認ください。

- ① お子さんの利用区分にマルを付け、学年・組・お子さんの氏名を記入します。
- ② 利用予定表で利用予定を確認し、必要事項（「下校時間」・「お迎えの有無」・「保護者印（署名も可）」）を記入して、お子さんに持たせてください。放課後キッズクラブに来たら、「キッズカード」を職員に渡すようにしてください。放課後キッズクラブで利用の印を押します（それが「利用確認」になります）。

＜キッズカードのイメージ＞

利用区分：区分1 区分2A・区分2B

1年 1組 1番 名前 鴨志田 みどり

日付		帰宅時間	お迎え		体温	連絡事項	保護者印	キッズ印
4	20	16:00	あり	なし	36.4	スポット利用	鴨	キッズ
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				
		:	あり	なし				

#### <利用日にお子さんがキッズカードを忘れた場合>

- ・利用予定表の記載があっても（又は記載の有無にかかわらず）キッズクラブから利用の確認するため、保護者の方に連絡をします。
- ・保護者の方の利用確認が取れるまでは、わくわく【区分1】においては午後4時まで、すぐすぐ【区分2A】においては午後5時までお子さんをキッズクラブに留め置きます。
- ・なお、すぐすぐ（ゆうやけ）【区分2A】のお子さんが午後5時を越えて留め置きとなった場合には、延長料として400円/回かかります。
- ・利用カードがなく、かつ利用予定表の利用予定日にもなっていない場合はキッズクラブを利用できません。お子さんはそのまま下校することになりますので、ご注意ください。

#### <予定外の利用の場合（「利用予定表」での申込みがなく、急ぎょ利用したい場合）>

- ・わくわく【区分1】（スポット利用除く）においては、キッズカードの必要事項と共に連絡事項欄に「急な利用である旨」を記入してください。「キッズカード」で保護者印（又は署名）が確認できる場合は、保護者の方からの電話連絡は不要とします。
- ・すぐすぐ区分【区分2A・B】や、わくわく【区分1】のスポット利用の場合においては、おやつの準備等があるため、原則として前日の午後7時までにキッズクラブに電話連絡をお願いします。利用当日は「キッズカード」に必要事項および連絡事項欄「連絡をした日」を記入いただき、お子さんに持たせてください。

#### <利用を取りやめる場合>

当日の午後2時30分頃までに、キッズクラブへ利用取りやめの電話連絡をお願いします。

なお、午前中は留守番電話に設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

#### 【利用にあたっての保護者の方へのお願い】

- ・お子さんの安全確認の観点から、利用予定表に記載された日の利用が原則です。
- ・キッズカードの忘れや急な利用、急な取りやめ等は、スタッフがその対応に追われることで、キッズクラブを利用する子どもたちの活動に支障が出る可能性があります。また、保護者のなりすまし等、防犯上の観点からも、極力お控えくださいようお願いします。
- ・急な利用・急な取りやめなど、予定と異なる利用をする場合には、必ずキッズクラブに電話連絡するようにお願いします。学校や担任の先生への電話連絡や連絡帳などの連絡はしないでください。

## 18 利用当日の流れについて

### (1) 授業終了後からキッズルームへ行くまで

- ① 各学級での帰りの会が終わったら、昇降口で靴を履き替えて図書館側をまわり外階段を上がり2階のキッズルームに行きます。  
※学校休業日等については、正門のキッズクラブインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、外階段より入校し、キッズルームまで行きます。
- ② 外履きを廊下のすのこに並べ、キッズルームでキッズカードをスタッフに渡して受付けをします。
- ③ ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

### (2) 持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

※教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。

＜キッズクラブを利用するのに必要な持ち物＞

- ・キッズカード（利用日に「下校時間」「お迎えの有無」「保護者印（署名も可）」の記入すること）
- ・水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
- ・上履き（キッズ専用の上履きを使用します）

＜キッズクラブで1日過ごす場合に必要な持ち物（学校がお休みの日）の持ち物＞

※すぐすぐ【区分2A・B】・わくわく【区分1】スポット利用が対象】

- ・上記の持ち物に加えて、以下の物が必要な場合があります。
- ・お弁当（午後まで利用する場合のみ必要。夏休みはお弁當の中身が傷まないよう、保冷剤等を入れ、工夫をお願いします。）
- ・着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします。）
- ・ハンカチ、ティッシュ、替えのマスク

＜キッズクラブに持ってきてはいけないもの＞

- ・学校に持つて来てはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話等）

### (3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る場合とお迎えの場合があります。なお、お子さんが一人で帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し一斉下校を行っています。

#### (ア) 一斉下校について

- ・一斉下校は、保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。一斉下校時刻は30分毎に設定しています。（下表参照）。お子さんが一人で帰る場合には、キッズカードに「一斉下校時刻」までの時間を記入してください。

- ・わくわく【区分1】(スポット利用を除く)の場合は、午後4時の一斉下校時刻までに下校となります。

※わくわく【区分1】のお子さんは、キッズカードに「お迎え」となっている場合で、午後4時(プログラム参加時は、プログラム終了時間)を越えた場合は、原則としてスポット利用の扱いとなります。

- ・すくすく【区分2A・B】又はわくわく【区分1】のスポット利用で、最終下校時刻を過ぎる場合は、保護者又は代理引取り人のお迎えを必要とします。下表のとおり、季節ごとで最終下校時刻が異なりますのでご注意ください。

＜表＞一斉下校時刻と最終下校時刻

	一斉下校時刻			最終下校時刻
4～11月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	—
12～1月	午後3時30分	午後4時00分		午後4時00分
2～3月	午後3時30分	午後4時00分	午後4時30分	—

#### (イ) お迎え

お迎えは、保護者の方又は代理引き取りの方（成人に限る）ができます。お迎え予定時間を『キッズカード』に記入してください。お迎えに来た際は、正門のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、キッズルームまでお越しください。

- ・すくすく(ゆうやけ)【区分2A】で、キッズカードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時を越えたときは、原則として延長利用の扱い(400円/回)となります。
- ・お子さんを車で送迎することについては、原則禁止です。近隣にお住いの方への影響もありますのでおやめください。

#### [代理引取り人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」の裏面にある「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

#### 19 おやつについて

すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。鴨志田縁小キッズクラブのおやつの時間は、16時30分です。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物(そば、くるみ等)に対するアレルギー疾患有つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(写)をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいていますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

## 20 利用料等の支払方法について

### (1) すくすく（ゆうやけ・ほしざら）【区分2A・B】の利用料金等の支払方法

ご指定の口座より自動引き落としとなります。（登録料・引き落とし時手数料無料）

毎月末締めの合計金額を翌月27日に自動引き落としさせていただきます。引き落とし日が土日・祝日の場合は金融機関の翌営業日の引き落としとなります。

- ◎ 放課後キッズクラブのご利用が2年目以降の方は、登録不要です。
- ◎ 現在、ごきょうだいが放課後キッズクラブご利用中で、既に口座登録されている方も登録不要です。  
同一の口座からお引き落としさせていただきます。

【口座情報の登録方法】 ※キャッシュカード読み取り機にて登録いたします。

1. 利用申込書のご提出の際に、口座引き落としされる銀行口座のキャッシュカードをお持ちください。  
(操作については現場職員がご案内します。)
2. 暗証番号を入力します。
3. 口座名義人氏名、ご利用児童名を記入してください。
4. 控えをお受け取りください。

【ご請求額の確認方法】

ご請求額は入退室システム『みまもりキッズ』のマイページよりご確認ください。

【ご請求月】

利用料の種類	ご請求月
区分2A・B の月額利用料	
区分2A の午後5時を過ぎての延長利用	利用実績のあった月の翌月
区分2A・B のおやつ代	

引き落としは毎月27日（27日が土日祝日等、銀行休業日の場合は翌営業日）となります。

ご入金は前日までにお願いいたします。

### (2) わくわく【区分1】のスポット利用料金等の支払方法

- ① 利用日のお迎え時に「利用料800円」と「おやつ1回分100円」をお支払いください。
- ② 領収確認として、領収書をお渡しします。

### プログラム参加の実費徴収

プログラムの申込みと合わせて、費用をお支払いください。お支払い方法は、プログラムの内容と合わせてキッズニュースでお知らせします。

## 21 警報発表時等の対応について

### (1) 警報発表時の対応

		警報発表時の放課後キッズクラブの対応 【浸水対象外】
学校がある日	登校前	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、<u>学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。</u></p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u></p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><b>※特別警報発表時は、閉所となります。</b></p>
	登校後	<p>児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>児童の安全対策を最優先としたうえで放課後キッズクラブを開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u>スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。</p> <p>なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><b>※特別警報発表時は、放課後キッズクラブは閉所となります。</b></p>
	放課後	<p>警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、利用しているすべての児童の<u>保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u>児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。</p> <p>※交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。</p> <p><b>※特別警報発表時は、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず、放課後キッズクラブで留め置きとなります。</b></p>
学校がない日	-	<p>午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、</p> <p>放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、<u>すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。</u></p> <p>なお、利用する場合は、<u>必ず保護者又は保護者から指定された方の送迎が必要です。</u></p> <p><b>※特別警報発表時は閉所します。</b></p>

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

\*学級・学年閉鎖等の場合の活動について

感染症等の流行で、学級・学年・学校閉鎖となった場合については、感染の拡大を防止するため、閉鎖学級の児童は、体調の有無にかかわらず、『放課後キッズクラブ』への参加はできません

## (2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしそら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

## (3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

## 22 夏休み期間中の利用について

### (1) わくわく【区分1】の利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の5時に発表された場合、原則わくわく【区分1】の利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

すくすく【区分2A・B】に関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきましますようお願いします。

※「熱中症警戒アラート」について

- ・発表は1日2回、前の日の午後5時と、その日の朝5時
- ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

※ご家庭でも下記のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

#### 「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録

PC・スマートフォン <https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

フィーチャーフォン <https://m.sugumail.com/m/env/home>

LINE 公式アカウント LINE ID : kankyo\_jpn アカウント名 : 環境省

QRコード（環境省のページで「友だち追加」をタップ）



## (2) 利用にあたってのお願い

### <水分補給>

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

### <利用時間の順守>

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

## 23 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、鴨志田縁小学校放課後キッズクラブまたは運営法人株式会社スマイルクルーまでご相談ください。

## 24 お問い合わせ先

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されているため、キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

(例：キッズクラブの出席、欠席に関すること、キッズクラブの運営全般・制度についてなど)

鴨志田縁小学校 放課後キッズクラブ	TEL : 962-6718	FAX : 962-6718
運営法人株式会社スマイルクルー	TEL : 316-4355	FAX : 316-4356
横浜市青葉区こども家庭支援課	TEL : 978-2345	FAX : 978-2422

<当社ホームページ『お問い合わせはこちら』からメールでのご質問も承っております。>



メールでのご質問の際には、『キッズクラブ名』『新学年』『お子さまのお名前』をお知らせください。

## 個人情報の取扱いに関する同意書（保護者様）

株式会社スマイルクルー

### 1. 個人情報の適切な保護と管理者

当社は、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、お預かりした個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じています。

統括責任者 齊藤眞紀 (045-316-4355)

### 2. 個人情報の利用目的

保護者の皆様からお預かりした児童、園児等及び保護者の個人情報は、下記の目的に限り利用いたします。

- ・当社が提供する保育サービス、学童保育サービス、その他のお子様の保育サービスに用います。
- ・保育料などのお支払いに利用いたします。

### 3. 個人情報の第三者提供

・お預かりした個人情報を法令に基づき、市役所などに提供することがあります。  
・お預かりした個人情報を、当社が委託している医療関係者に提供することがあります。  
その他に法令に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

### 4. 個人情報の委託

当社は、上記2の利用目的の範囲内で、お預かりした個人情報の全部もしくは一部の取り扱いを他の事業者に委託する場合があります。その際当社は委託する事業者を適切に選定評価し、個人情報の取扱いに関する契約を締結します。

### 5. 個人情報を提供されることの任意性について

ご自身の個人情報を当社に提供されるか否かは、ご本人のご判断によります。  
しかし、必要な情報をご提供いただけない場合には、上記2の利用目的が達成できず、不利益を被る可能性がありますので予めご了承ください。

### 6. いただいた個人情報に開示等の請求について

当社に対してご自身の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、第三者への提供の停止、消去）の請求することができます。

ご要望がある場合は以下の当社問合わせ窓口にご連絡ください。その際、当社はご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。

〒220-0023 神奈川県横浜市西区平沼一丁目13番14号  
パーク・ノヴァ横浜壹番館301  
株式会社スマイルクルー 個人情報に関するお問い合わせ窓口 総括責任者  
メールアドレス : pms@smilecrew.co.jp ※特定電子メールはご遠慮ください  
TEL : 045-316-4355 (受付時間 平日 9:00~18:00) FAX : 045-316-4356

# 令和4年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

## <利用申込み>

利用申込書（全利用区分、必須）	
保険料（全利用区分、必須）	
すくすく【区分2A・2B】に登録する場合	
※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。 ※保護者の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。	
保護者の状況	対象書類
会社員、公務員等	
勤務予定者	就労（予定）証明書
産休中及び育休中	
自営業	自営業者等申告書
病気の方	病気・障害等申告書 +
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障碍者手帳等、障害の状況が確認できる書類
求職中の方	求職活動申告書
在学中の方 (中学生・高校生除く)	学生証又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書
お子さんに食物アレルギーがある場合	
学校生活管理指導表（写）	
減免申請をする場合 ※次のいずれかの提出が必要です。	
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ 【コピーしたもの】※7月下旬以降に提出
生活保護世帯	保護証明書【原本】 生活保護費支給証（写）
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税（非課税）証明書【原本】 市民税・県民税税額決定・納税通知書（写） 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（写） 横浜市寡婦（夫）みなし適用通知書（写）

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

⇒裏面は利用区分を変更する場合について

<利用区分を変更する場合>

チェック欄

**利用区分変更申込書（全利用区分、必須）**

新たにすぐすぐ【区分2A・B】に登録する場合（わくわく【区分1】⇒すぐすぐ【区分2A・B】）

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。

※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

保護者の状況	対象書類
会社員、公務員等	
勤務予定者	就労（予定）証明書
産休中及び育休中	
自営業	自営業者等申告書
病気の方	病気・障害等申告書 +
看護・介護中の方	診断書等病気の状況がわかる書類
障害のある方	病気・障害等申告書 + 身体障碍者手帳等、障害の状況が確認できる書類
求職中の方	求職活動申告書
在学中の方 (中学生・高校生除く)	学生証又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書

**減免申請をする場合** ※次のいずれかの提出が必要です。

就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ 【コピーしたもの】※7月下旬以降に提出
生活保護世帯	保護証明書【原本】 生活保護費支給証（写）
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税（非課税）証明書【原本】 市民税・県民税税額決定・納税通知書（写） 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（写） 横浜市寡婦（夫）みなし適用通知書（写）